

Ⅷ 生徒指導

Ⅰ 本校生徒指導の基本方針

(1) 基本方針

- すべての教員が生徒指導基本方針等を共通理解し、本校の教育目標達成のために協働して取り組みをすすめる。(共通理解と協働)
- 児童生徒の個々の現状や背景を深く理解するとともに、一人ひとりの命と権利を守り、発達を保証するという姿勢で組織的に指導にあたる。(児童生徒理解とチーム指導)
- 家庭、地域、関係諸機関等との信頼関係を築き、積極的かつ継続的に連携することで、日ごろから課題発生の予防や課題に適切に対応する体制を確立する。(丁寧な関係作りと積極的な連携)

(2) 具体的な指導の方策

- ①本校の教育目標である「児童生徒一人一人の人格と人権を尊重し、障害の状態や発達段階、生活実態を的確にとらえ、『自分の意見や思いを伝え行動し、主体的に生きることができる児童生徒』を育てる」を達成するために、様々な立場の教職員が協働して児童生徒の成長や発達の過程を支えるとともに、対応すべき課題に対し指導や支援を行う。
- ②対応すべき課題に対しては、学部、学年、学級のそれぞれの組織内で情報の共有を行い、早期に主事や生徒指導主事への報告、連絡、相談を行うとともに早急に会議等を開催して役割分担や指導方法を明確にし、目標を共有したうえでチームとなって課題の対応に取り組む。また、急を要する対応を見極め可能な限り即日のうちに対応する。
- ③いじめや暴力、虐待をはじめ、児童生徒の心身を傷つけるような重大な事象については、どこにでも誰にでも存在する可能性があるものとしてとらえ、これらの行為を決して見逃すことのないよう、すべての教員が常に細心の注意を払い認知に努める。
- ④いじめ、不登校をはじめ諸課題への対応にあたっては、発達段階や障害特性、障害の状態を含め現状や背景を多面的にとらえ深く理解するとともに、本人の意見や思いを十分に受け止めたうえで、個々に合わせて指導や支援を適切に行う。
- ⑤すべての教員は高い人権意識をもち、いかなる差別もしない姿勢で指導に当たる。また、日常の学校生活の様々な場面で、児童生徒の人権意識を高める取り組み等を通して、暴力やいじめをはじめとする諸課題の未然防止に努める。
- ⑥すべての教員は児童生徒の人としての在り方や生き方に寄り添い、常に傾聴や受容などのカウンセリング感覚をもって児童生徒との関係を築くとともに、個々の児童生徒にとって最善の利益につながる取り組みや方策を模索し、実際の指導に反映させる。
- ⑦学習の場面においては、個々の生徒が主体的に取り組みたくなるような工夫をこらすなど、今現在の学ぶ喜びや学校生活全体の充実につながるような視点をもって、授業を展開する。
- ⑧児童生徒会活動や学校行事などを含めた学校生活全般を通して、互いの存在や個性を認め合う態度や、集団の一員として一緒に高まろうとする気持ちを育てる。
- ⑨日頃から家庭や関係諸機関（各市町村各課、こども家庭相談センター、警察署等）との丁寧な関係づくりを心掛け、積極的かつ継続的に連携することで、予防的指導や問題の早期解決に取り組む。

(3) 具体的重点項目

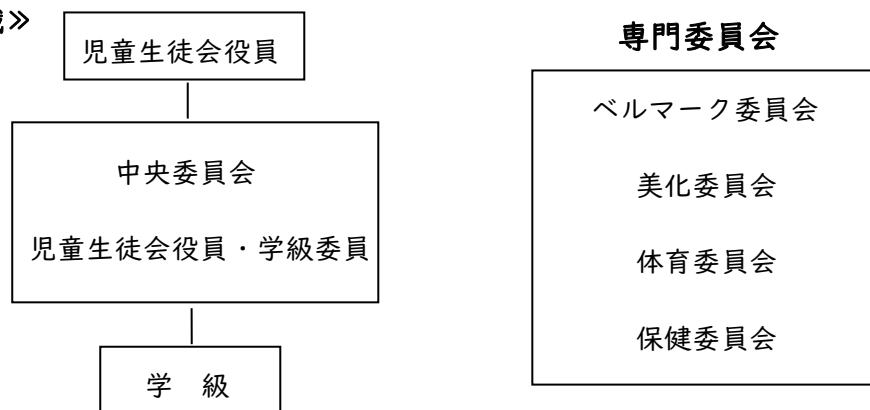
- ①基本的生活習慣の確立に向けた指導の徹底
- ②安心、安全な生活に向けた指導と命に関する教育の徹底
- ③規範意識向上に向けた教育と指導の徹底
- ④性に関する教育と指導の徹底
- ⑤通学（バス通学、単独通学等）に関する指導の徹底
- ⑥情報教育（SNS等）に関する教育と指導の徹底

2 児童生徒会活動について

《ねらい》

- ふれあいを大切にし、人を思いやる心や自分たちの学校だという気持ちを育む。
- 意思表示できる力、自己決定できる力を養う。
- 集団の中でみんなという楽しさや自分の役割・ルールなどを知り、社会性を育てる。

《組織》



- 生徒会役員……6名（高等部4名、中学部2名）を選挙により選出する。
（※本年度は高等部4名、中学部3名）

（役員活動内容）

- ・始業式、終業式、その他、行事などで挨拶、司会（進行補助）、発表などを行い、全校児童・生徒の代表として活動する。
- ・各行事や長期休業中の目標アンケートを集約し、決定する。
- ・「昼休みの集会」（年間6回）の企画・充実、及び清掃活動等を行う。
- ・交通安全啓発運動参加など、地域とのふれあいを広げ深める。
- ・熊本県立松橋西支援学校との交流学习を行う。
- ・毎週初めの日に朝のあいさつ運動を行う。 など

- 中央委員会……学級委員又はクラス代表と生徒会役員で構成。

（活動内容）

- ・「学校行事」「長期休業中」の目標を決める。
- ・各行事の目標を確認し合い、学級に報告する。 など

○学級委員（各学級1名）

- ・クラス代表として生徒会活動や中央委員会に参加する。
→いずれも参加については、各学級や児童・生徒の実態に合わせて可能な範囲とする。

○専門委員会

- ・「美化」「体育」「保健」「ベルマーク」の各委員会の活動内容については、前年度までの積み上げを大切にするとともに、生徒の希望を反映できるような柔軟なかたちで取り組む。
- ・学級での係活動や基礎的な活動を活かされるような機会としても取り組む。
- ・学校生活を送る中での大切な仕事としてとらえ、自治活動を充実させる。

奈良県立大淀養護学校 いじめ防止基本方針

はじめに（学校の方針について）

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

このことから本校では、全ての教職員がいじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為であるとの認識のもと、学校教育全体を通して、児童生徒一人一人に「いじめを決して行わない」、「いじめを決して許さない」という認識と、そのことを実践できる資質を養い、「いじめのない学校」づくりを目指すものである。

そのために、教職員自らがいじめを決して許さないという決意のもと、いじめの問題への理解を深め、常に対応力を向上させるよう研鑽するとともに、全教職員が組織的に取組を進めることにより、学校生活の中で、児童生徒が明るく生き生きと活動できる環境づくりに努める。

Ⅰ いじめの問題に関する基本的な考え方

いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為である。しかし、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る」ことから、学校・家庭・地域が一体となり、常に連携を図りながら継続的な取組を行うことが必要である。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 第2条」より

(2) いじめの認識

- いじめは決して許されることのない重大な人権侵害である。
- いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
いじめの加害児童生徒・被害児童生徒は入れ替わることが起こり得るものである。加害者や被害者になりそうな児童生徒を発見・予見して対応しようとするのではなく、常に児童生徒全員に注意を注ぐとともに、全員を対象とした取組を行う。
- 教師から見て、トラブルやけんか、ふざけあいと見えるもののなかにもいじめがあると考え、いじめを見逃さない。
- 校外で起こるいじめもあることから、日ごろから家庭・地域・関係機関等と密接に連携した取組を行う。

2 いじめ防止のための体制

(1) いじめの防止等のための組織〈22条〉

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実効的に行うため、管理職及び複数の教員等からなる組織を別に定める。 【別紙1】

(2) いじめ防止等に係る年間計画

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、いじめ防止等に係る年間計画を別に定める。年間計画の作成にあたっては、児童生徒への指導・職員研修・保護者や関係機関との連携等に留意する。 【別紙2】

3 いじめの問題への取組

組織対応・いじめの防止等の取組を別に定める。 【別紙1】 【別紙2】

(1) 未然防止

いじめの問題への取組は、多くの児童生徒が被害者にはもちろん、加害者にもなった体験があるという事実から出発することが重要であり、早期発見・早期対応の取組や、加害者・被害者を特定したり予見したりしようとする取組の限界を理解し、未然防止に取り組む。

(2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、大人がいじめと判断しにくい形で行われたりすることが多いので、些細な兆候や小さいいじめを見逃さず、早い段階から適切に関わり、いじめを積極的に認知する。

(3) 早期対応

いじめの発見・通報があった場合は、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織的対応を行う。被害児童生徒を徹底して守り通すという姿勢で対処するとともに、加害児童生徒に対しては本人に弁明の機会を与えた上で、自らの行為を十分に理解させるとともに、成長を促し、健全な人間関係を育むことができるものとなるよう留意する。また、特別な指導計画による指導の他、警察との連携による措置も含め必要な対応をする。

(4) 再発防止

加害児童生徒に対する指導や教職員に対する聞き取りを十分に行い、改めて事実関係を把握し再発防止に努める。いじめが解消したと思われる状態に至った場合でも、再発する可能性が十分であると踏まえ、日常的に注意深く観察する。

4 重大事態への対応

児童生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は、速やかに県教育委員会に報告を行うとともに、いじめ問題対策委員会により早急に調査を行い事態の解決に当たる。

県及び県教育委員会が重大事態調査のために設置する組織に協力し、積極的に資料を提供する。

調査結果の公表については、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童生徒やその保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を考慮し適切に判断する。また、公表する場合はいじめを受けた児童生徒・保護者及び、いじめを行った児童生徒・保護者に対して、公表の方針を説明し、公表の方法及び内容を確認する。

5 その他

開かれた学校となるよう、いじめ防止等についても基本方針をはじめ、積極的に情報発信するとともに、家庭や地域等からの意見も聴取することに留意する。また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施する必要から、基本方針が効果的に機能しているかについて、いじめ問題対策委員会において点検し、必要に応じて見直しを行う。

いじめ問題対策委員会

校長・教頭・生徒指導担当者・人権教育担当者
 学部主事・教育支援担当者・進路担当者
 生徒指導部員・研究部人権係・養護教諭 等
 ※必要に応じて当該学級担任
 ※必要に応じて臨床心理士等の外部専門家の参加を願う

○学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を設置する。
 ○委員会を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談・記録を確実にし、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

組織対応の流れ



	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議・研修	いじめ問題対策委員会① ※年間必要に応じて開催する	PTA総会			スクリーニング会議	
未然防止		スマホ・携帯マナー学習	高等部全学年人権HR	スマホ・携帯マナー学習		スマホ・携帯マナー学習 人権作文募集
早期発見	家庭訪問(個人懇談)	いじめ		個人懇談		
	10月	11月	12月 いじめ防止強化月間	1月	2月	3月
会議・研修			いじめ問題対策委員会②		いじめ問題対策委員会③ ・まとめ ・次年度計画	
未然防止			高等部全学年人権HR スマホ・携帯マナー学習	スマホ・携帯マナー学習		高等部全学年人権HR スマホ・携帯マナー学習 入学者説明
早期発見			個人懇談			個人懇談

未然防止に向けて

- 認め合い支え合う集団づくり
 - ・「居場所」づくりと「絆」づくり
 - ・「自己有用感」、「自己肯定感」を育む授業や学校行事等
 - ・生徒等の行う自主的ないじめ防止等に関わる活動への支援
- 人権意識の高揚と豊かな心の育成
 - ・人権教育の充実
 - ・道徳教育の充実
- 情報教育の充実
 - ・情報モラル教育の推進
 - ・フィルタリング利用と家庭におけるインターネット利用のルールづくり等の啓発
- 生徒等の様子の把握
 - ・共感的生徒理解
- 保護者・地域・関係機関との連携
 - ・保護者への啓発と情報発信
 - ・地域への情報発信と関係機関との連携
 - ・本校いじめ防止基本方針のホームページへの掲載

早期発見に向けて

- 情報の収集
 - ・教職員の“気付き力”を高める
※校内職員研修の実施
校外で行われる研修会への参加
 - ・生徒等、保護者、地域からの情報収集
 - ・休み時間等の校内巡視
 - ・スクールバス内での情報収集や巡視
 - ・単独通学生の定期的巡視
 - ・定期的な面談による情報収集
(生徒等・保護者)
 - ・アンケート調査の定期的な実施
※生徒等へのアンケート調査の実施
- 相談体制の充実
 - ・いじめ相談窓口の設置(校内)
 - ・いじめ相談窓口の周知(校外)
- 情報の共有
 - ・報告の徹底と、全教職員による情報共有
 - ・要配慮生徒等の情報共有
 - ・申し送り事項の確認と徹底
 - ・「個人別生活カード」の活用